

高知市告示第2号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、令和6年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

- 1 条例第7条第1項第1号アに定める対象労働者 1,022円
- 2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに定める対象労働者

次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,160円	高級船員	3,550円
普通作業員	1,880円	普通船員	2,610円
軽作業員	1,500円	潜水士	4,660円
造園工	2,110円	潜水連絡員	2,230円
法面工	2,720円	潜水送気員	2,390円
とび工	2,380円	山林砂防工	2,260円
石工	2,600円	軌道工	3,140円
ブロック工	2,880円	型わく工	2,370円
電工	2,140円	大工	2,410円
鉄筋工	2,260円	左官	2,390円
鉄骨工	2,280円	配管工	1,960円
塗装工	2,410円	はつり工	2,300円
溶接工	2,630円	防水工	2,400円
運転手（特殊）	2,270円	板金工	2,380円
運転手（一般）	2,100円	タイル工	2,030円
潜かん工	3,380円	サッシ工	2,360円
潜かん世話役	4,190円	屋根ふき工	1,880円
さく岩工	2,640円	内装工	2,530円
トンネル特殊工	3,570円	ガラス工	2,190円
トンネル作業員	2,550円	建具工	2,080円
トンネル世話役	3,670円	ダクト工	2,010円
橋りょう特殊工	2,960円	保温工	2,270円
橋りょう塗装工	3,050円	建築ブロック工	1,960円
橋りょう世話役	3,410円	設備機械工	2,220円
土木一般世話役	2,440円		

- 3 条例第7条第1項第2号に定める対象労働者 963円